

3. 職員週番の職務に関する規程

(構成)

第1条 職員週番は職員2名をもって構成し、その割り当ては教務部で行う。

(任務)

第2条 職員週番の任務は概ね次の通りとする。

(1) その週の職員朝会及び職員会議の司会

(サービス時間等)

第3条 職員週番の勤務は毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜日、日曜日または祝祭日等に行事のある場合は、その週の週番があたる。

附 則

この規程は、平成元年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月8日より施行する。